

色麻町地域防災計画改訂の概要

1 地域防災計画の改訂に至った経緯について

地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、町の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、町域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的としている。

前回の改訂（平成 31 年 3 月）から現在に至るまで、国の防災基本計画及び宮城県地域防災計画の改訂、災害対策基本法の改正などが行われているため、今回の改訂作業において、町の地域防災計画に最新の防災対策等を反映させることとした。

2 防災基本計画（国）及び宮城県地域防災計画（県）の改訂経過

公表時期	防災基本計画の改訂内容		公表時期	県地域防災計画の改訂内容
平成 30 年 6 月	(1) 関係法令の改正を踏まえた修正 ①迅速な救助の実施 ②被害最小化や支援強化 ③「逃げ遅れゼロ」の実現 (2) 最近の災害対応の教訓を踏まえた修正 ①平成 29 年 7 月九州北部豪雨災害を踏まえた修正 ②平成 30 年 1 月～2 月の大雪対応を踏まえた修正	→	平成 31 年 2 月	(1) 防災基本計画の修正の反映 ①関係法令の改正を踏まえた修正 ②最近の災害対応の教訓を踏まえた修正 (2) 地域防災計画独自の修正 ①災害派遣福祉チームの整備 ②防災気象情報の活用等
令和元年 5 月	①平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難対策に関する修正 ②昨年発生した災害への対応の教訓を踏まえた修正 ③その他最近の施策の進展等を踏まえた所要の修正	→	令和 2 年 1 月	(1) 防災基本計画の修正の反映 ①最近の災害対応の教訓を踏まえた修正 ②避難勧告等に関するガイドラインの改定 (2) 地域防災計画独自の修正

公表時期	防災基本計画の改訂内容		公表時期	県地域防災計画の改訂内容
				①宮城県災害時広域受援計画の策定を踏まえた修正 ②救助実施市の指定
令和2年 5月	①主に令和元年東日本台風に係る検証を踏まえた修正 ②主に令和元年房総半島台風に係る検証を踏まえた修正 ③その他最近の施策の進展等を踏まえた修正	→	令和3年 1月	(1)防災基本計画（国）の修正の反映及び県独自の修正 ①避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策 ②令和元年東日本台風をはじめとした近年の災害に係る教訓を踏まえた対応 (2)地域防災計画独自の修正 ①防災気象情報伝達にあたって留意するポイントの修正 ②火山災害対策関連の修正 ③令和元年度における防災基本計画の修正や関係機関から意見のあった内容の修正
令和3年 5月	①災害対策基本法の改正を踏まえた修正 ②新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正 ③その他最近の施策の進展等を踏まえた修正	→	令和4年 1月	(1)防災基本計画（国）の修正を踏まえたもの ①災害対策基本法の改正を踏まえた修正 ②新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえた修正 ③その他最近の施策の進展等を踏まえた修正 (2)県独自の修正

公表時期	防災基本計画の改訂内容		公表時期	県地域防災計画の改訂内容
				①県の組織改編を踏まえた修正 ②県の施策の進展等を踏まえた修正
令和4年 6月	①令和3年度に発生した災害を踏まえた修正 ②関連する法令の改正を踏まえた修正 ③その他最近の施策の進展等を踏まえた修正	→	令和4年 11月	(1) 防災基本計画の修正の反映 ①令和3年度に発生した災害を踏まえた修正 ②関連する法令の改正を踏まえた修正 ③最近の施策の進展等を踏まえた修正 (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の改正 ①推進基本計画の修正を踏まえた修正 (3) 県独自の修正 ①県の施策の進展等を踏まえた修正
令和5年 5月	①最近の施策の進展等を踏まえた修正 ②日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る基本計画の変更を踏まえた修正 ③令和4年に発生した災害を踏まえた修正	→	令和5年 11月	(1) 防災基本計画の修正の反映 ①最近の施策の進展等を踏まえた修正 ②日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る基本計画の変更を踏まえた修正 ③令和4年に発生した災害を踏まえた修正 (2) 第五次地震被害想定調査の完了に伴う修正 (3) その他の修正

3 最近の主な改訂内容

最近の国及び県の主な改訂内容は以下のとおりである。

項 目	内 容
避難情報と警戒レベル	災害対策基本法の改正（令和３年５月）を踏まえて、避難情報の見直しが行われた。 ①避難勧告・避難指示（緊急）を「避難指示」に一本化。避難準備・高齢者等避難開始を「高齢者等避難」に変更。すでに安全な避難が難しい状況の場合に発令する「緊急安全確保」の新設。 市町村から発令される避難情報を上記の３つとした。 ②５段階の警戒レベルと避難情報の対応を明確にし、警戒レベル３で「高齢者等避難」、警戒レベル４で「避難指示」、警戒レベル５で状況に応じて「緊急安全確保」を発令することとした。
個別避難計画作成の努力義務化	近年の災害においても、多くの高齢者や障がい者等の方々が被害に遭われている状況を踏まえ、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするためには個別避難計画の作成が有効とされたことから、災害対策基本法の改正（令和３年５月）により、避難行動要支援者について、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされた。
感染症対策	新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、災害対策においても人と人との距離の確保、マスクの着用など、これまで以上に感染症対策を講じる必要があることから、感染拡大防止策を講じた災害対策を推進することとした。
広域避難等	近年、気候変動等の影響により災害が激甚化・頻発化し、これまでの想定を超える災害が全国各地で頻繁に生じている。一市町村の中で住民の避難を完結することが困難となるような広域的な災害が増加していることから、他の市町村等への行政界を越えた避難（広域避難）や、広域的な応援体制の実効性を確保することとした。

4 色麻町地域防災計画の見直しについて

前回の色麻町地域防災計画書の改訂（平成 31 年 3 月）から、国の防災基本計画、宮城県地域防災計画の改訂が行われている。

国及び宮城県の主な改訂内容については前記 2 及び 3 のとおりである。

今回は宮城県地域防災計画を参考とし、次の方針を基に、色麻町地域防災計画を見直すこととした。

- ① 宮城県防災計画書の経年修正箇所を追跡確認し、町の現況を勘案して町防災計画書への読み替え可否を判断しつつ、分かりやすい計画書を作成する。
- ② 関係法、指針、各マニュアル等、関連資料の適切な反映を行う。
- ③ 地震災害対策編において、風水害等対策編との重複箇所は該当箇所に準ずることとし、簡略化を図る。

5 色麻町地域防災計画の主な改訂内容

今回の改訂作業により、令和 5 年度宮城県地域防災計画（令和 5 年 11 月公表）までの改訂を反映させた。主な内容は以下のとおりである。

なお、【 】の内容は改訂の根拠である。

番号	項 目	修正箇所	修正内容
1	避難勧告・避難指示の一本化等	全編	「避難勧告」を「避難指示」に修正するなどの対応を行った。
2	【令和 3 年の災害対策基本法の改正】	第 1 編第 2 章第 15 節「避難対策」	避難指示等に対応する警戒レベルについて、対象者ごとに警戒レベルに対応した避難行動が分かるように伝達することについて記載した。
3		第 1 編第 3 章第 14 節「避難活動」	避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときに、町長が発令することができる「緊急安全確保」について記載した。
4			住民の積極的な避難行動の喚起のため、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫することについて記載した。

番号	項 目	修正箇所	修正内容
5	個別避難計画の策定等 【令和3年の災害対策基本法の改正】	第1編第2章第6節 「地域における防災体制」	個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める旨を記載した。
6		第1編第2章第18節 「要配慮者・避難行動要支援者への支援対策」	避難行動要支援者一人ひとりについて、本人の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める旨を記載した。また、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備等を図るとともに、個別避難計画の情報漏えい防止等必要な措置を講じることとした。
7	広域避難及び広域一時滞在 【令和3年の災害対策基本法の改正】	第1編第3章第14節 「避難活動」	広域避難及び広域一時滞在が必要になった場合、県内の他市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる旨を記載した。
8			指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に、広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めることとした。

番号	項 目	修正箇所	修正内容
9	防災訓練の実施 【令和3年度宮城県地域防災計画の新型コロナウイルス感染症対策】	第1編第2章第5節 「防災訓練の実施」	新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を実施する旨を記載した。
10	指定避難所等の開設・運営 【令和3年度宮城県地域防災計画の新型コロナウイルス感染症対策】	第1編第2章第16節 「避難受入れ対策」	新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めることとした。また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める旨を記載した。
11		第1編第3章第14節 「避難活動」	指定避難所を開設する際には、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めることとした。
12			新型コロナウイルス感染症等の自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局が避難所の運営に必要な情報を防災担当部局と共有する旨を記載した。
13	広域的な応援体制 【令和3年度宮城県地域防災計画の新型コロナ	第1編第2章第12節 「相互応援体制の整備」	新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮することとした。

番号	項 目	修正箇所	修正内容
14	ウイルス感染症 対策】	第 1 編第 3 章第 7 節 「相互応援活動」	新型コロナウイルス感染症を含む感 染症対策のため、応援職員の派遣に当 たっては、派遣職員の健康管理やマス ク着用等を徹底する旨を記載した。
15	災害時における 性暴力・DVの 根絶 【令和 3 年度宮 城県地域防災計 画の女性の視点	第 1 編第 2 章第 4 節 「防災知識の普及」	災害発生後に、指定避難所や仮設住 宅、ボランティアの活動場所等におい て、被災者や支援者が性暴力・DVの 被害者にも加害者にもならないよう、 平常時から「暴力は許されない」意識 の普及、徹底を図る旨を記載した。
16	を踏まえた防災 対策】	第 1 編第 3 章第 14 節 「避難活動」	指定避難所等における女性や子供等 に対する性暴力・DVの発生を防止す るため、次の対策をとるなど、女性や 子供等の安全に配慮するよう努める旨 を記載した。 ・女性用と男性用のトイレを離れた場 所に設置する。 ・トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問 わず安心して使用できる場所に設置 する。 ・照明を増設する。 ・性暴力・DVについての注意喚起の ためのポスターを掲載する。
17	空き家の把握及 び安全確保のた めの措置の実施 【令和 3 年度宮 城県地域防災計 画の二次災害防 止活動】	第 1 編第 3 章第 29 節 「二次災害・複合災害 防止対策」	災害の拡大・二次災害防止のため、 平常時より、災害による被害が予測さ れる空き家等の状況の確認に努めるこ ととした。
18			災害時に、適切な管理のなされてい ない空き家等に対し、緊急に安全を確 保するための必要最小限の措置とし て、外壁等の飛散のおそれのある部分 や、応急措置の支障となる空き家等の 全部又は一部の除却等の措置を行う旨 を記載した。

番号	項 目	修正箇所	修正内容
19	多様な主体と連携した被災者支援 【令和5年度宮城県地域防災計画の被災者支援関係】	第1編第2章第7節 「ボランティアのコーディネート」	災害ボランティアセンターを運営する者との役割分担等を定め、災害ボランティアセンターの設置予定場所についてもあらかじめ明確化しておくよう努めることとした。

以上